

平成24年第1回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成24年3月19日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 檜原 伸	2番 藤川 豊治
3番 森本 節弘	4番 江澤 信明
5番 正木 文男	6番 笠井 高章
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 檜原 賢二	10番 木村 松雄
11番 阿部 雅志	12番 岩本 雅雄
13番 稲井 隆伸	14番 池光 正男
15番 出口 治男	16番 香西 和好
17番 原田 定信	18番 三浦 三一
19番 稲岡 正一	20番 吉川 精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

5番 正木 文男	6番 笠井 高章
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	副市長 森本 哲生
政策監 藤井 正助	教育長 板野 正
総務部長 遠度 重雄	市民部長 井内 俊助
健康福祉部長 松永 恭二	産業経済部長 田村 豊
建設部長 坂東 博	教育次長 西村 賢司
総務部次長 出口 芳博	総務部次長 町田 寿人
市民部次長 石川 春義	健康福祉部次長 林 正二
産業経済部次長 天満 仁	建設部次長 新居 正和
吉野支所長 井上 邦宏	土成支所長 渋谷 一二
市場支所長 竹中 陽子	会計管理者 福原 和代
財政課長 坂東 重夫	水道課長 大川 広幸
農業委員会局長 森本 浩幸	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 恵 子

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局長補佐 古 川 秀 樹

議事日程

日程第 1 議案第 1 号 平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について

日程第 2 議案第 2 号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第 3 議案第 3 号 平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第 4 議案第 4 号 平成24年度阿波市一般会計予算について

日程第 5 議案第 5 号 平成24年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 6 議案第 6 号 平成24年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 7 議案第 7 号 平成24年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 8 議案第 8 号 平成24年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 9 議案第 9 号 平成24年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

日程第10 議案第10号 平成24年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第11 議案第11号 平成24年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第12 議案第12号 平成24年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第13 議案第13号 平成24年度阿波市水道事業会計予算について

日程第14 議案第14号 阿波市ふるさと応援基金条例の制定について

日程第15 議案第15号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第16 議案第16号 阿波市税条例の一部改正について

日程第17 議案第17号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について

日程第18 議案第18号 阿波市墓地、埋葬等に関する条例の制定について

- 日程第 19 議案第 19 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 20 号 阿波市立保育所条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 21 号 集落農業構造改善事業阿波一徳構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 22 号 阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第 23 議案第 23 号 阿波市奨学金交付条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 24 号 阿波市国土利用計画について
- 日程第 25 議案第 25 号 吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 26 号 市場老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 27 号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 28 号 市場日開谷共用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 29 号 土成保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第 30 号 阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 31 議案第 31 号 阿波市立市場児童センターの指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 32 号 阿波市立八幡児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 33 号 阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 34 議案第 34 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 35 議案第 35 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 36 議案第 36 号 第 1 次阿波市総合計画基本構想の変更について
- 日程第 37 請願第 1 号 阿波市に拝原最終処分場対策協議会（仮称）の設置を求める請願

（日程第 1～日程第 37 委員長報告・質疑・討論・採決）

- 日程第 38 発議第 1 号 国民健康保険制度の抜本的改革を求める意見書について
- 追加日程第 1 議長辞職の件について
- 追加日程第 2 議長選挙について
- 追加日程第 3 副議長辞職の件について
- 追加日程第 4 副議長選挙について
- 庁舎建設特別委員会委員の選任報告について
- 公営施設（事業）民営化特別委員会委員の選任報告について

地域活性化インターチェンジ調査特別委員会委員の選任報告について  
議会広報特別委員会委員の選任報告について

- 追加日程第 5 徳島中央広域連合議会の議員選出について
- 追加日程第 6 中央広域環境施設組合議会の議員選出について
- 追加日程第 7 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について
- 追加日程第 8 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について
- 追加日程第 9 阿北環境整備組合議会の議員選出について
- 追加日程第 10 板野郡西部学校給食組合議会の議員選出について
- 追加日程第 11 農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第 12 議案第 37 号 監査委員（議会選出）の選任について
- 追加日程第 13 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 39 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（吉田 正君） ただいまの出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおり。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

日程第 1 議案第 1号 平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について

日程第 2 議案第 2号 平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第 3 議案第 3号 平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第 4 議案第 4号 平成24年度阿波市一般会計予算について

日程第 5 議案第 5号 平成24年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 6 議案第 6号 平成24年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 7 議案第 7号 平成24年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 8 議案第 8号 平成24年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について

日程第 9 議案第 9号 平成24年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

日程第10 議案第10号 平成24年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第11 議案第11号 平成24年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第12 議案第12号 平成24年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について

日程第13 議案第13号 平成24年度阿波市水道事業会計予算について

日程第14 議案第14号 阿波市ふるさと応援基金条例の制定について

日程第15 議案第15号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図

るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例の制定について

- 日程第 16 議案第 16 号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 17 号 阿波市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 18 号 阿波市墓地、埋葬等に関する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 19 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 20 号 阿波市立保育所条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 21 号 集落農業構造改善事業阿波一徳構造改善センターの設置  
及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 22 議案第 22 号 阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養  
村温泉の設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第 23 議案第 23 号 阿波市奨学金交付条例の一部改正について
- 日程第 24 議案第 24 号 阿波市国土利用計画について
- 日程第 25 議案第 25 号 吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 26 号 市場老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 27 号 市場高齢者共同生活施設の指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 28 号 市場日開谷共用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 29 号 土成保健センターの指定管理者の指定について
- 日程第 30 議案第 30 号 阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第 31 議案第 31 号 阿波市立市場児童センターの指定管理者の指定について
- 日程第 32 議案第 32 号 阿波市立八幡児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 33 議案第 33 号 阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定について
- 日程第 34 議案第 34 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 35 議案第 35 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 36 議案第 36 号 第 1 次阿波市総合計画基本構想の変更について
- 日程第 37 請願第 1 号 阿波市に拝原最終処分場対策協議会（仮称）の設置を求  
める請願

○議長（吉田 正君） 日程第 1、議案第 1 号から日程第 37、請願第 1 号までを一括議  
題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会に付託してありますので、各委員長の報告を

求めます。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長阿部雅志君。

○総務常任委員長（阿部雅志君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、総務常任委員会の審査の結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月12日、委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第1号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）所管部分について、議案第2号平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第4号平成24年度阿波市一般会計予算所管部分について、議案第5号平成24年度阿波市御所財産区特別会計予算について、議案第6号平成24年度阿波市国民健康保険特別会計予算について、議案第7号平成24年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第10号平成24年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第14号阿波市ふるさと応援基金条例の制定について、議案第15号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての所管部分について、議案第16号阿波市税条例の一部改正について、議案第24号阿波市国土利用計画について、議案第36号第1次阿波市総合計画基本構想の変更についての計12議案について、理事者より詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果、提出議案はすべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

議案第1号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）所管部分について、総務部関係では、委員より、観光施設整備基金積立金を1億円積んでいるが、将来的にこの基金でどのような運用を考えているのかとの質疑があり、理事者より、この基金は、観光施設の整備に充当する基金を計画している。1年前の3月定例会で、この基金の設置条例を提案した。今年度から観光協会も発足し、阿波市の観光資源を全体的に見渡せば、さまざまな観光資源があるので、24年度においてはそういった資源の有効活用を図るため、観光振興計画を作成していく。基金を積み立てておいて事業実施の際の財源として基金を活用して、計画的な財政負担のかからないようにしたい。幅の広い意味で、弾力的に活用して

いくとの趣旨であるとの答弁でありました。

次に、議案第4号平成24年度阿波市一般会計予算所管部分について、総務部関係では、委員より、電子計算費の中の新規事業である電子媒体集配保管委託料について、データのバックアップという解釈でよいかとの質疑があり、理事者より、東日本震災で複数の市町村において役場庁舎等が倒壊し、住民基本台帳や戸籍データが消失したことを踏まえ、現在本庁舎で保管している重要なデータのバックアップ媒体を県内が被災をしても同時に被災を受けない県外の場所へ保管しておけばデータが消失しないということで、県と市町村情報化推進協議会の住民情報バックアップ等検討委員会の中で共同調達として新年度にやっていく事業であるとの答弁でありました。

市民部関係では、委員より、外国人登録事務委託金が110万円あるが、外国人登録されている人の国別内訳と登録事務の内容はとの質疑があり、理事者より、外国人の登録事務で交付金はことし134万2,000円となっている。その交付金に対する取り扱いは、新規登録、変更登録、外国人の証明書の発行を行っており、その件数によって交付金が定められている。次に、外国人の人数は、今現在総数で373名である。一番多いのは中国の266人、次にフィリピンの35人、タイとベトナムの方が21名ずつである。あと、ブラジル、オーストラリア、ネパール、ペルー、ポルトガル、アメリカなどの数字となっているとの答弁でありました。

以上、総務常任委員会の審査の結果と経過について報告させていただきます。

以上です。

○議長（吉田 正君） 委員長報告が終わりました。

ただいまから委員長報告について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長江澤信明君。

○文教厚生常任委員長（江澤信明君） おはようございます。

議長のご指名がございましたので、文教厚生常任委員会の審査結果と経過をご報告申し上げます。

本委員会は、去る3月14日、委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第1号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）所管部分について、議案第3号平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第4号平成24年度阿波市一般会計予算（所管部分）について、議案第8号平成24年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第9号平成24年度阿波市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について、議案第11号平成24年度阿波市介護保険特別会計予算について、議案第15号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定（所管部分）について、議案第17号阿波市手数料徴収条例の一部改正について、議案第18号阿波市墓地、埋葬等に関する条例の制定について、議案第19号阿波市介護保険条例の一部改正について、議案第20号阿波市立保育所条例の一部改正について、議案第23号阿波市奨学金交付条例の一部改正について、議案第25号吉野地域福祉センターの指定管理者の指定についてから議案第33号阿波市立大俣児童館の指定管理者の指定についてまでの計9件、請願第1号阿波市に拝原最終処分場対策協議会（仮称）の設置を求める請願、以上、市長提出議案21件と請願1件について、関係部署より詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果、提出議案はすべて原案のとおり可決し、請願につきましては、挙手採決により、不採択と決しました。

以下、審査の過程でありました、質疑の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

議案第1号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）所管部分について、委員より、中学校費の阿波中学校工事請負費に約7億2,300万円計上されているが、その工期と風通し、防火設備についての質疑があり、5月に業者と仮契約、6月に定例会に提案し、夏休み前に工事に入り、1月に完成し、2月に仮校舎を解体したい。風通しについては、西東のトイレを移設し、風を積極的に通していきたい。また、災害時の対策として防火シャッター・扉を改修し、避難路の確保については、校舎南側に新しく避難階段を2カ所設置するとの答弁でした。

次に、議案第4号平成24年度阿波市一般会計予算（所管部分）について、委員より、子ども手当費として5億9,354万円を予算に計上しているが、受給対象者の申請漏れについての質疑があり、阿波市の場合、未申請者は、連絡がとれない1件のみであるとの答弁でした。阿波市は、子育て支援に力を入れているので、これからも広報等に積極的に努め、周知していただきたいとの意見が出ました。

また、委員より、保育所費の臨時保育所の賃金約2億3,319万円計上されているが、臨時保育士の数をどのくらい見込んでいるか、それぞれの保育所の配置人数、現在の入所予定児童数についての質疑があり、現在登録されている平成24年度の臨時保育士は93名であり、途中入所児童を見込んで108名の予算を計上している。吉野町の保育所に20名、土成中央保育所に22名、市場町の保育所に25名、阿波町の保育所に41名を予算配分している。3月5日現在で受付けしている入所予定児童数は690名との答弁でした。

教育委員会関係では、学校給食費の学校給食地産地消推進計画策定業務委託料315万円計上されているが、その内容と策定委員の構成についての質疑があり、新しい給食センターが建設されるに当たり、地場産物のさらなる利用拡大を図り、学校給食における地産地消を推進することにより阿波市の農業振興を図る。農業関係者や有識者等20名程度の協議会を設置し、学校給食地産地消推進計画の策定等、新しい給食センター供給開始後の地産地消推進体制の構築を行うとの答弁でした。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過を報告させていただきます。

その他詳しい内容につきましては会議録を調製し、議長に提出してありますので、事務局でご高覧ください。

○議長（吉田 正君） 委員長報告が終わりました。

ただいまから、委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長藤川豊治君。

○産業建設常任委員長（藤川豊治君） 議長の指名がございましたので、産業建設常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、3月13日、委員5名が出席して会議を開き、付託されました議案第1号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）についての所管部分、議案第4号平成24年度阿波市一般会計予算についての所管部分、議案第12号平成24年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について、議案第13号平成24年度阿波市水道事業会計予算

について、議案第15号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての所管部分、議案第21号集落農業構造改善事業阿波一徳構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第22号阿波市土柱自然休養村管理センター及び阿波市土柱休養村温泉の設置及び管理に関する条例の全部改正について、議案第34号阿波市道路線の認定について及び議案第35号阿波市道路線の変更について、以上の市長提出議案計9件について、理事者より詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果、付託された議案はすべて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

議案第4号平成24年度阿波市一般会計予算についての所管部分に関してですが、産業経済部関係では、農林水産業費に計上されている阿波市ブランド推進費事業補助金など農業振興費や観光費の予算に関し、さまざまな質疑が出されました。

まず、委員から、阿波市ブランド推進費事業補助金1,570万円について、内容を詳しく説明するよう質疑がありました。理事者から、阿波市ブランド推進費事業の中には4つの事業があり、1つ目は、農協等のブランド作物の販路拡大などの取り組みに補助を行う販売組織活性化事業であり、2つ目は、阿波の山田錦を使った焼酎づくりや地元の農産物を使ったみそやジャムなどの新たな加工品の開発等を補助する加工品等開発推進事業である。3つ目は、農業団体や集落営農組織などを対象にブランドづくりに向けた農産物の生産にかかわる農業機械等の経費の補助を行う阿波市農業フォローアップ事業である。4つ目は、ブランド作物の展示ほの設置を補助するブランド化農産物展示ほ設置事業であるとの答弁がありました。

次に、新規就農総合支援事業補助金について内容を詳しく説明するよう質疑があり、理事者から、この事業は国からの100%補助事業であり、45歳以下の新規に就農された方に対し農業の経営安定を支援する制度で、就農後の場合、最長5年間、1人に対し150万円を限度として支給する制度であるとの答弁がありました。

また、観光費のやすらぎ空間整備計画策定委託料について、内容を詳しく説明するよう質疑があり、理事者から、この事業は新規事業であり、名所になるよう、桜並木、あるいはもみじ、アンズ、スモモなどの季節折々のものを植えて、観光地を点から線へ、線から面へ結び広げていくため植樹ワークチームを立ち上げ、植樹計画を策定するものであると

の答弁がありました。

以上、産業建設常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上です。

○議長（吉田 正君） 委員長報告が終わりました。

ただいまから、委員長報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず初めに、議案第1号に対する反対討論の発言を許します。

14番池光正男君。

○14番（池光正男君） 議長のほうから指名がありましたので、反対討論を行います。

議案第1号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について、これにつきましては、51ページに庁舎建設基金に積立金についてでございます。これまでに、いろいろと庁舎建設に当たっては一般質問などで異論を申し上げました。経済情勢が非常に悪い時期において莫大な費用がかかる庁舎建設は考え、また見直ししてはどうかということで、私はいまだに意見を出しているところであります。したがって、この予算には庁舎建設の基金の積立金を1億円入っております。これ以上申しませんが、そういうことで、私は認めるわけにはまいりません。そういうことで、反対討論といたします。

○議長（吉田 正君） 次に、議案第1号に対する賛成討論の発言を許します。

11番阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 議長の許可をいただきましたので、議案第1号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について、賛成議員を代表して賛成討論をさせていただきます。

今議会に提出されております平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）は、農地

費において、農業振興のための基盤整備を図る県営土地改良事業負担金、消防費においては、防災・減災対策として国の第3次補正に係る消防分団詰所の新築・解体工事、また教育費においては、現在計画的に進めている小・中学校の耐震補強及び大規模改修工事について国の補正予算を活用し前倒しすることにより、安全・安心な教育環境の整備が図られる1小学校、1中学校の施設整備等の予算も含まれており、非常に重要な予算であります。これらのことから、私は、議案第1号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について賛成をいたします。

これをもちまして私の賛成討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田 正君） これ以て議案第1号に対する討論を終結いたします。

次に、議案第4号に対する反対討論の発言を許します。

14番池光正男君。

○14番（池光正男君） 議長のほうから指名がありましたので、議案第4号平成24年度阿波市一般会計予算についてでございます。

67ページと191ページ、積立金と庁舎建設費が入っております。先ほども申し上げておりますので省略しますが、市民生活も今日大変になっていることも、地域を回っておりますと、市税が高いとか、国保が払えんという意見が多く出されております。また、日本の経済も非常に苦境に立たされておられ、国のいわゆる起債、借金も1,000兆円を越す財政状況になっております。その財政危機にあおって、社会保障・税一体改革、この上に消費税が強行されようとしております。また、本市においても、市の起債も200億円近くに及んでおります。この上に、新庁舎をすれば、どれだけ起債がふえるか、いろいろと心配な問題として私は残るように思います。市民生活向上になるように財政運営をしてほしいという意見もたくさん出ていることもあります。市民の目線に立った行政をやってほしいという要望もあります。従いまして、このことにより、私は反対いたしたいと思っております。

以上で討論を終わります。

○議長（吉田 正君） 次に、議案第4号に対する賛成討論の発言を許します。

11番阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） 議長の許可をいただきましたので、議案第4号平成24年度阿波市一般会計予算について、賛成議員を代表して賛成討論をさせていただきます。

今議会に提出されております平成24年度阿波市一般会計予算は、阿波市総合計画に上

げる将来像「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間阿波市」の実現に向け、人が輝くまちづくりを初め、6つの基本目標を上げております。それを基本として、市民生活に不可欠な社会保障のみならず、ソフト、ハード事業を含めた本市の活性化に寄与し、また市民が安全・安心に暮らせ、将来世代に希望を与えながら負担を残さない重要な予算であります。これらのことから、私は、議案第4号平成24年度阿波市一般会計予算について賛成をいたします。

これを持ちまして私の賛成討論を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田 正君） これで議案第4号に対する討論を終結いたします。

次に、請願第1号に対する賛成討論の発言を許します。

7番松永渉君。

○7番（松永 渉君） 7番松永渉、議長の許可を得ましたので、請願第1号の討論を始めます。

この請願については、阿波市議会の拝原最終処分場移転事業の見直しを認める意見書が採択された以後、工事の安全性や吉野川の水の安全性を求め中心的に取り組んできた人たちの請願書であります。この人たちによって、拝原最終処分場検討委員会の中では、多くの危険性が指摘されたり、安全性の確保が要望されたりしました。そのため、少しずつではありますが、見直しも始まっています。また、さきの文教厚生委員会の反対討論にありました徳島県のこの事業に対する技術支援についても、この団体が努力された取り組みの一つであります。多くの人が何回も国や県へ要望やビラ配りに行った結果、勝ち得た成果であります。市民運動でこれだけの成果を上げながら、まだまだ多くの危険や不安があるので、市や議会に知恵を出し合える対策協議会をつくってほしいという請願であります。ただ、この請願については、他の行政枠の事業であり、阿波市として取り組めることと取り組めないことがあります。しかし、水道水や吉野川の水質汚染については阿波市の問題であります。また、専門家から成る拝原最終処分場検討委員会では、過半数の委員が危険性を指摘し、安全性が担保されませんでした。さらには、当初の工事内容を見ますと、矢板工法や台風時の安全性、ごみの減容化などについては何も考えられていませんでした。きめつきは、ごみの量が倍になり、最終処分場の姿が地下2階のものが、何と地上5階に変身しました。ある専門家は、この事業にはそもそも計画性が存在しないと指摘しています。私自身も、検討委員会のたびに大きく変わる工事内容については不安を感じました。拝原最終処分場から阿波市民の命と健康を守る会の人々が、この工事の安全性に不安を感

じるのは当たり前のことだと思います。無論、行政の環境基準と環境団体の考える環境基準に差があることはわかりますし、他の行政枠の事業であり、阿波市として取り組めることと取り組めないことがあることもわかります。しかし、阿波市民500人以上の守る会の人たちがこの最終処分場の安全性に不安があるので、議会や行政と一緒に考える協議会をつくってくださいという切なる思いは、阿波市議会としてしっかりと受けとめなければなりません。拝原最終処分場から阿波市民の命と健康を守る会の皆さんは、みずからお金を出し合い、弁護士を雇い、専門家を呼んで講演会を開き、広報紙を配り、阿波市の水道水と吉野川の水を市民のために守ろうとしています。この市民運動による大きな傷みを分かち合い、支え合うことがこれからの阿波市議会のあるべき姿ではないでしょうか。国を動かすのも、たった1人の民を思うのも同じことであるという言葉があります。国を動かすのも、たった1人の民を思うのも同じことである。ただ、この人たちはたった1人の民ではなく、我々と同じ市民の代表であり、全体の奉仕者であります。この人たちは、みずからの命と財産によって市民の命と健康を守ろうとしています。この人たちの切なる思い、請願に命を注ぎ、はぐくむことをお願いし、私の討論といたします。

○議長（吉田 正君） 次に、請願第1号に対する反対討論の発言を許します。

17番原田定信君。

○17番（原田定信君） おはようございます。

請願第1号阿波市に拝原最終処分場対策協議会（仮称）の設置を求める請願について、不採択の立場から討論を行いたいと思います。

本事業については、美馬環境整備組合により行う事業でございます。美馬環境整備組合は、地方公共団体であります美馬市とつるぎ町で構成する一部事務組合であり、その管理者は美馬市長となっております。事業主体としては、国や県などとの関係省庁、関係機関との協議、また組合議会やそれぞれの市町の議決などの正規の手続を経て事業を行うものであり、事業計画においては環境基準を厳守することとなっております。また、県においても、市町村の責務が十分に果たせるよう、必要に応じ技術的援助に努めるということが記載されてもおります。また、本市においては、去る22年6月25日、阿波市の定例会におきまして、この意見書を美馬市拝原最終処分場移設計画の再検討を求める意見書を可決し、関係機関でありますところの厚生労働大臣、環境大臣、国土交通大臣、徳島県知事、美馬市長あてに提出しておりますのは、ご案内のとおりでございます。また、前段その部分っていうのはよくご認識をいただきながら、この反対の討論に進みたいと思うんで

すけれども、今回提出されております阿波市に拝原最終処分場対策協議会（仮称）の設置を求めるといふことで、協議会の設置を強く求める請願書が提出されております。請願書にあります協議会の設置ということに関しまして申し上げますならば、前段申し上げましたとおり、美馬環境整備組合、美馬市とつるぎ町、そしてまた美馬市長がその管理者である隣接の事業主体について、隣接である阿波市においてそれらの協議会を設置し、それらの方々に対しての波紋を投じるのは、またこれいかなものか。また、そのことが法定協議会では決してなく、それらの心配の心中察する部分ございますけれども、それらの会務が運用され、決定されたとしても、それは何ら事業には成果が私は見ないものであって、そのことについて本議会が認め、協議会の設置を容認することはできず、まさに粛々と否決するべきであるというふうに考えます。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長（吉田 正君） これで請願第1号に対する討論を終結いたします。

これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第1号平成23年度阿波市一般会計補正予算（第4号）についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は可決です。

本案は各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正君） 起立多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成23年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について及び議案第3号平成23年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）についての計2件を一括して採決いたします。

各常任委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成24年度阿波市一般会計予算についてを採決いたします。

各常任委員長の報告は可決です。

本案は各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成24年度阿波市御所財産区特別会計予算についてから議案第13号平成24年度阿波市水道事業会計予算についてまでの計9件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号から議案第13号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号阿波市ふるさと応援基金条例の制定についてから議案第23号阿波市奨学金交付条例の一部改正についての計10件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第23号までは原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号阿波市国土利用計画についてから議案第36号第1次阿波市総合計画基本構想の変更についてまでの計13件を一括して採決いたします。

各委員長の報告はいずれも可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、議案第24号から議案第36号までは原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号阿波市に拝原最終処分場対策協議会（仮称）の設置を求める請願を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。

請願第1号阿波市に栞原最終処分場対策協議会（仮称）の設置を求める請願を採択すべきものに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 正君） 起立少数です。よって、請願第1号は不採択とすべきものと決定いたしました。

~~~~~

**日程第38 発議第1号 国民健康保険制度の抜本的改革を求める意見書について**

○議長（吉田 正君） 次に、日程第38、発議第1号国民健康保険制度の抜本的改革を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

14番池光正男君。

○14番（池光正男君） 議長から指名がございましたので、意見書を朗読して、趣旨説明にかえさせていただきます。

国民健康保険制度の抜本的改革を求める意見書（案）。

国民健康保険の主な財源は、国、県及び保険者の負担金と被保険者の保険料から成り立っております。市町村が運営している国民健康保険特別会計は、増加の一途をたどる医療給付費により健全財政を維持することが困難な状況となっている。こうした状況において、税率改定にも限界があり、一般会計からの繰り入れなどによって会計を維持しているが、国民健康保険財政は既に限界に来ている。阿波市の国民健康保険加入者は、制度施行の当時の職業構成に比べ、無職者の割合が増加しているとともに、低所得者の占める割合が高く、この状況に対する対応は、もはや限界に来ている。今後も、国民皆保険制度を維持していくためには、国民健康保険財政の安定化は重要な課題であり、国が責任を持って援助すべきである。よって、国におかれましては、国民健康保険制度の安定的かつ健全なる運営を図るため、国庫負担金を引き上げるとともに、制度全般の抜本的な見直しを早急に行うように強く求めるものであるということで、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉田 正君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 討論なしと認めます。これで、討論を終結いたします。

発議第1号国民健康保険制度の抜本的改革を求める意見書についてを採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 正君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時02分 再開

○議長（吉田 正君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私、吉田正、一身上の都合によりまして、議長の席を副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時03分 再開

〔議長交代〕

○副議長（香西和好君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長の吉田正君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（香西和好君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、吉田正君の退席を求めます。

〔吉田 正君 退席〕

~~~~~

#### 追加日程第1 議長辞職の件について

○副議長（香西和好君） 追加日程第1、議長辞職の件についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

坂東事務局長。

○議会事務局長（坂東恵子君） それでは、副議長の命令によりまして、議長の辞職願を朗読させていただきます。

平成24年3月19日。阿波市議会副議長殿、阿波市議会議長吉田正。

辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（香西和好君） お諮りいたします。

吉田正君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（香西和好君） 異議なしと認めます。よって、吉田正君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔吉田 正君 入場〕

○副議長（香西和好君） 吉田正君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま議長を辞職されました吉田正君からごあいさつがあります。

○8番（吉田 正君） 議長退任に当たり、一言お礼を申し上げます。

平成23年3月の定例会で議員各位の推挙をいただき、阿波市議会議長の要職につかせていただきました。この1年間、副議長とともに、阿波市発展のため、議会の果たすべき役割を全うすべく邁進し、また円滑な議会運営に専心してまいりました。今、阿波市は、新庁舎建設、学校給食センター、八幡地区幼・保連携施設等の建設に向けて着々と進んでおります。阿波市の将来を見据えた地域活性化の基礎ができ上がりつつあります。本日に至るまで、野崎市長を初め、管理職各位、職員の皆様からの温かいご支援、ご協力を賜

り、まことにありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。今後も市勢発展のため一層邁進いたしますので、これまでの以上ご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げて、最後になりましたが、本議場に出席しています管理職6名の方がこの3月をもって退職をされます。速度総務部長、松永健康福祉部長、坂東建設部長、井上吉野支所長、渋谷土成支所長、竹中市場支所長、本当に長い間お疲れさまでございました。これからも元氣でご活躍くださいますよう心からお祈りをいたします。退職されても、これから市民の立場で阿波市発展のためにご協力よろしくお願いいたしまして、私の退任のあいさつといたします。まことにありがとうございました。（拍手）

~~~~~

## 追加日程第2 議長選挙について

○副議長（香西和好君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（香西和好君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第2、議長選挙についてを日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、投票によって行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（香西和好君） それでは、投票で行います。

選挙は単記無記名投票で行います。

執行部の退席を求めます。

〔執行部 退席〕

○副議長（香西和好君） 議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（香西和好君） ただいまの出席議員数は20名です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（香西和好君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。配布漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（香西和好君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（香西和好君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長、点呼を命じます。

〔事務局長点呼、投票〕

○副議長（香西和好君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（香西和好君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔執行部 入場〕

○副議長（香西和好君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番木村松雄君、11番阿部雅志君を指名いたします。よって、両名の立ち会いを願います。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○副議長（香西和好君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 20票

無効投票 0票

有効投票中

阿部雅志君 19票

池光正男君 1票

以上のとおりでございます。

この選挙の法定票数は5票であります。よって、阿部雅志君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました阿部雅志君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長に当選されました阿部雅志君のごあいさつがあります。

阿部雅志君。

○11番（阿部雅志君） このたび議員の皆様方からご推挙により、阿波市議会議長という要職につかさせていただくことになりました。身に余る光栄と存じますとともに、その責任の重さを痛感しております。ごらんのとおり浅学非才ではございますが、信任いただいたからには、議会運営が円滑に、また開かれた議会を目指し、議会の活性化に取り組んでいく所存でございます。

今、阿波市は将来を見据えた大きな施策が進められております。私たち議員は、行政とともに考え、手をとって進めていかなければならないと思います。市民の皆様が笑顔で、安心・安全で暮らせる、そのような阿波市をつくるのが目的でございます。全身全霊で議長として邁進していく覚悟でございますので、野崎市長、執行部の皆様、そしてここにおられる先輩議員初め、議員の各位には、今後ともご指導、ご鞭撻いただきますとともに、ご協力のほどを切にお願いを申し上げまして、甚だ簡単措辞ではございますが、あいさつといたします。よろしく願いいたします。（拍手）

○副議長（香西和好君） 議長が選挙されましたので、議長と交代いたします。協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時23分 再開

〔議長交代〕

○議長（阿部雅志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の香西和好君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、香西和好君の退席を求めます。

〔香西和好君 退席〕

~~~~~

### 追加日程第3 副議長辞職の件について

○議長（阿部雅志君） 追加日程第3、副議長辞職の件についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

坂東事務局長。

○議会事務局長（坂東恵子君） それでは、議長の命令によりまして、副議長の辞職願を朗読させていただきます。

平成24年3月19日。阿波市議会議長殿、阿波市議会副議長香西和好。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（阿部雅志君） お諮りいたします。

香西和好君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、香西和好君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔香西和好君 入場〕

○議長（阿部雅志君） 香西和好君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいまから副議長を辞職されました香西和好君からごあいさつがあります。

○16番（香西和好君） 一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の3月18日に、議員の皆さん方からご推挙いただきまして市議会の副議長という大任を拝しまして、吉田議長のもとで市勢の発展と、また議会の活性化に向かって一生懸命取り組んでまいりました。この1年間、同僚の皆さん方のご指導、ご協力をいただきましたことに対しまして心から感謝と御礼申し上げます。大変にありがとうございました。また、野崎市長を初め、理事者の皆さん方には、大変ご指導なり協力をいただきましたことに、重ねて御礼申し上げます。甚だ簡単でございますけれども、退任のごあいさつと

いたします。本当にありがとうございました。（拍手）

~~~~~

#### 追加日程第4 副議長選挙について

○議長（阿部雅志君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第4、副議長選挙を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、投票によって行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。

それでは、投票でお願いをいたします。

選挙は単記無記名投票で行います。

執行部の退席を求めます。

〔執行部 退席〕

○議長（阿部雅志君） 議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部雅志君） ただいまの出席議員は20名です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部雅志君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部雅志君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長、点呼を命じます。

〔事務局長点呼、投票〕

○議長（阿部雅志君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔執行部 入場〕

○議長（阿部雅志君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に12番岩本雅雄君、13番稲井隆伸君を指名いたします。よって、両名の立ち会いを願います。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○議長（阿部雅志君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 20票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 18票

無効投票 2票

有効投票中

松永 渉君 17票

池光正男君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、松永渉君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松永渉君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長に当選されました松永渉君のごあいさつがあります。

○7番（松永 渉君） ただいま阿波市議会の副議長に選任されました松永です。どうもありがとうございました。私自身、本当に人間的にも、それから能力的にも未熟でありますので、皆様方には多々ご迷惑をかける点もあるかとも思いますが、阿部議長を補佐して、一生懸命阿波市発展のために努力したいと考えておりますので、皆様方にはご指導、ご鞭撻、ご協力のほどをよろしくお願いしまして、簡単ですが、あいさつといたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（阿部雅志君） 本日付で、議会広報特別委員会委員正木君、藤川君、岩本君、檜原賢二君、森本君、檜原伸君、庁舎建設特別委員会委員の三浦君、岩本君、吉川君、稲岡君、原田君、松永君、江澤君、檜原伸君、地域活性化インターチェンジ調査特別委員会委員の笠井君、池光君、稲井君、木村君、檜原賢二君、正木君、藤川君、阿部、公営施設（事業）民営化特別委員会委員の檜原賢二君、池光君、吉川君、稲岡君、出口君、松永君、森本君、阿部、それぞれから辞職願が提出され、委員会条例第14条により、議長において許可をいたしました。

議会広報特別委員会委員に笠井高章君、檜原賢二君、江澤信明君、森本節弘君、阿部、檜原伸君、庁舎建設特別委員会委員に稲岡正一君、香西和好君、木村松雄君、檜原賢二君、吉田正君、笠井高章君、江澤信明君、檜原伸君、地域活性化インターチェンジ調査特別委員会委員に吉川精二君、三浦三一君、原田定信君、池光正男君、稲井隆伸君、岩本雅雄君、正木文男君、藤川豊治君、公営施設（事業）民営化特別委員会委員に稲岡正一君、香西和好君、出口治男君、稲井隆伸君、岩本雅雄君、笠井高章君、森本節弘君、藤川豊治君をそれぞれ選任いたしましたので、ご報告いたします。

各特別委員会委員におかれましては、特別委員会を開催し、正副委員長を互選してくださいようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時50分 再開

○議長（阿部雅志君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員会において、委員長、副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

議会広報特別委員会委員長に笠井高章君、副委員長に檜原賢二君、庁舎建設特別委員会委員長に稲岡正一君、副委員長に吉田正君、地域活性化インターチェンジ調査特別委員会委員長に藤川豊治君、副委員長に正木文男君、公営施設（事業）民営化特別委員会委員長

に森本節弘君、副委員長に出口治男君、以上、それぞれ選任されましたので、ご報告いたします。

次に、徳島中央広域連合議会、中央広域環境施設組合議会、阿北火葬場管理組合議会、阿北特別養護老人ホーム組合議会、阿北環境整備組合議会、板野郡西部学校給食組合議会のそれぞれの議会議員の辞職についてを報告いたします。

本日付で、徳島中央広域連合議会、中央広域環境施設組合議会、阿北特別養護老人ホーム組合議会、阿北環境整備組合議会、阿北火葬場管理組合議会、板野郡西部学校給食組合議会のそれぞれの議会議員の辞職願が提出され、辞職が許可されております。また、それぞれ組合等の議会から、後任者の選任依頼が来ております。

お諮りいたします。

それぞれの議員選出について日程を追加し、追加日程第5、徳島中央広域連合議会の議員選出について、追加日程第6、中央広域環境施設組合議会の議員選出について、追加日程第7、阿北火葬場管理組合議会の議員選出について、追加日程第8、阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について、追加日程第9、阿北環境整備組合議会の議員選出について、追加日程第10、板野郡西部学校給食組合議会の議員選出について、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

~~~~~

追加日程第 5 徳島中央広域連合議会の議員選出について

追加日程第 6 中央広域環境施設組合議会の議員選出について

追加日程第 7 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について

追加日程第 8 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

追加日程第 9 阿北環境整備組合議会の議員選出について

追加日程第 10 板野郡西部学校給食組合議会の議員選出について

○議長（阿部雅志君） 追加日程第5、徳島中央広域連合議会の議員選出についてから追加日程第10、板野郡西部学校給食組合議会の議員選出についてまでを一括して議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選といたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名いたします。

徳島中央広域連合議会の議員に、吉川精二君、木村松雄君、松永渉君、阿部雅志、以上4名を指名いたします。

中央広域環境施設組合議会の議員に、稲岡正一君、三浦三一君、出口治男君、吉田正君、森本節弘君、樫原伸君、阿部雅志、以上7名を指名いたします。

阿北火葬場管理組合議会の議員に、原田定信君、稲井隆伸君、笠井高章君、江澤信明君、阿部雅志、以上5名を指名いたします。

阿北特別養護老人ホーム組合議会議員に、三浦三一君、稲井隆伸君、岩本雅雄君、樫原賢二君、松永渉君、藤川豊治君、阿部雅志、以上7名を指名いたします。

阿北環境整備組合議会議員に、原田定信君、香西和好君、木村松雄君、樫原賢二君、正木文男君、森本節弘君、阿部雅志、以上7名を指名いたします。

板野郡西部学校給食組合議会議員に、吉川精二君、出口治男君、森本節弘君、樫原伸君、以上4名を指名いたします。

当選されました各議員には、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

次に、本日付で農業委員会委員の池光正男君、笠井君、森本君、樫原伸君から辞任願が提出され、許可されております。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定に基づき、4名の委員を推薦いたしました。

いと思います。

お諮りいたします。

農業委員会委員の推薦についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

~~~~~

#### 追加日程第 1 1 農業委員会委員の推薦について

○議長（阿部雅志君） 追加日程第 1 1、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

三浦君、江澤君、退席お願いいたします。

（三浦三一君、江澤信明君 退席 午前 11 時 57 分）

○議長（阿部雅志君） お諮りします。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、議会の推薦によって市長が選任することになっております。

議会の推薦する委員は 4 名であります。推薦の方法につきましては、議長の指名によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

農業委員会委員に、阿波市阿波町南整理 3 1 2 番地の 3、吉田久子君、阿波市土成町土成字美緑 2 2 1 番地、大塚恵美子君、阿波市吉野町柿原 1 丁目 8 4 番地、三浦三一君、阿波市市場町伊月字御幸ノ北 2 4 1 番地、江澤信明君の 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの指名いたしました 4 名を農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 4 名を農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

入場をお願いいたします。

(18番 三浦三一君、4番 江澤信明君 入場 午前11時59分)

○議長(阿部雅志君) 暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後0時02分 再開

○議長(阿部雅志君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から追加議案としてお手元に配付のとおり、議案第37号監査委員(議会選出)の選任について及び諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての人事案件2件が提出されました。

お諮りいたします。

以上2件を日程に追加し、追加日程第12、追加日程第13として直ちに議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部雅志君) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

~~~~~

#### 追加日程第12 議案第37号 監査委員(議会選出)の選任について

○議長(阿部雅志君) 追加日程第12、議案第37号監査委員(議会選出)の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、原田定信君の退場を求めます。

(17番 原田定信君 退場 午後0時02分)

○議長(阿部雅志君) 理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長(野崎國勝君) 議長の許可をいただきましたので、提案理由の説明をいたしたいと思います。

議案第37号監査委員(議会選出)の選任について。

次の者を監査委員(議会選出)に選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

氏名につきましては、原田定信、住所、阿波市市場町市場字上野段700番地、生年月日、昭和23年2月15日生まれ。平成24年3月19日提出、阿波市長野崎國勝。

原田定信氏は、議会議員として経験豊富で、行政運営に関しすぐれた識見を有しており

まして、議会議員より選出の監査委員として適任者であると考えますので、同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（阿部雅志君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第37号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第37号監査委員（議会選出）の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

（17番 原田定信君 入場 午後0時05分）

○議長（阿部雅志君） ここで、監査委員に選任されました原田定信君のあいさつがあります。

ご登壇をお願いいたします。

○17番（原田定信君） ただいまは、名誉ある本市の議会選出の監査委員に野崎市長より選任されまして、議会皆様方のご同意をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

市民ニーズが多様化していく中で、監査業務の持つ仕事は非常に重要でないかというふうに承知をいたしております。今後、日々研さんを努めながら、その職務を全ういたしたい覚悟でございます。どうかこれからもご指導いただけますようよろしくお願いいたします。

ます。ありがとうございました。（拍手）

~~~~~

**追加日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて**

○議長（阿部雅志君） 追加日程第13、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、提案理由の説明をいたしたいと思えます。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

氏名につきましては、神木元義、住所、阿波市阿波町勝命北99番地、生年月日、昭和23年10月26日。平成24年3月19日提出、阿波市長野崎國勝。

提案理由でございますが、諮問第1号につきましては、現人権擁護委員の神木元義氏につきましては、任期が平成24年6月30日付をもって任期満了となるに当たり、引き続き委員をお願いすることについて、法務大臣に対し推薦する必要があるため、議会の意見を求めるものであります。

神木元義氏は、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であると考えますので、よろしく願いいたします。

なお、任期につきましては、平成24年7月1日から平成27年6月30日までの3年間となります。よろしく願いいたします。

○議長（阿部雅志君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

### 日程第39 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（阿部雅志君） 日程第39、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長からの閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部雅志君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、市長からごあいさつがございます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、去る2月29日に開会以来、本日まで20日間にわたり開催されてまいりました。今議会は、平成24年度の当初予算案件を初め、多数の重要な議案審議をお願いした議会でありましたが、提案いたしました議案につきましては、慎重にご審議の上、全議案原案どおりご承認いただき、まことにありがとうございました。議決いただきました各議案の執行に当たりましては、万全を期してまいりますとともに、本議会並びに各委員会等におきまして議員各位から賜りました貴重なご意見、ご提言につきましても十分に検討し、今後の市政運営に反映してまいりたいと思っております。

次に、先ほど議長に阿部雅志氏、副議長に松永渉氏が選任されました。ご就任を心からお祝い申し上げ、市政運営への変わらぬご協力をお願いいたすとともに、今後のご活躍をご期待申し上げます。

あわせて、退任されます吉田前議長と香西前副議長には、市政の発展と円滑な議会運営に尽力されましたことに心から敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

次に、学校給食センター建設についてであります。昨年来より協議を進めておりました事業認定につきまして、去る3月5日に、認定庁であります徳島県より事業の認定通知を受け、これにより事業認定に係るすべての申請手続が完了いたしました。今後の予定として、税務署との間において土地譲渡所得の特別控除が受けられるよう協議を行い、税務

協議が調い次第、庁舎及び交流防災拠点施設整備事業等との調整を図りながら、用地交渉をスムーズに進め、一日も早い用地取得に向けて全力を注いでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、平成24年度は、昨年の地域主権改革に係る一括法の成立により、これまで以上に個性の光るまちづくりが求められてまいります。市長として4年目を迎える今、新たな決意と強い信念を持って、現役世代にも、そして未来の市民からも住んでよかったと思っただけの新生阿波市へ向け、全身全霊を傾けて取り組んでまいりたいと存じております。

最後になりましたが、天も地も躍動の春であります。今後とも、議員の皆様には健康には十分に留意いただき、引き続き本市の発展のためご活躍いただきますよう切にお願い申し上げます。閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（阿部雅志君） これで本日の会議を閉じます。

平成24年第1回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午後0時13分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

旧 議 長

新 議 長

旧 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員